

教 育 委 員 会 制 度

教育委員会とは

- 1 都道府県及び市町村等に設置が義務付けられた合議制の執行機関（注1）
- 2 知事・市町村長の補助機関（注2）ではなく、独立した執行機関として設置される。

その意義は

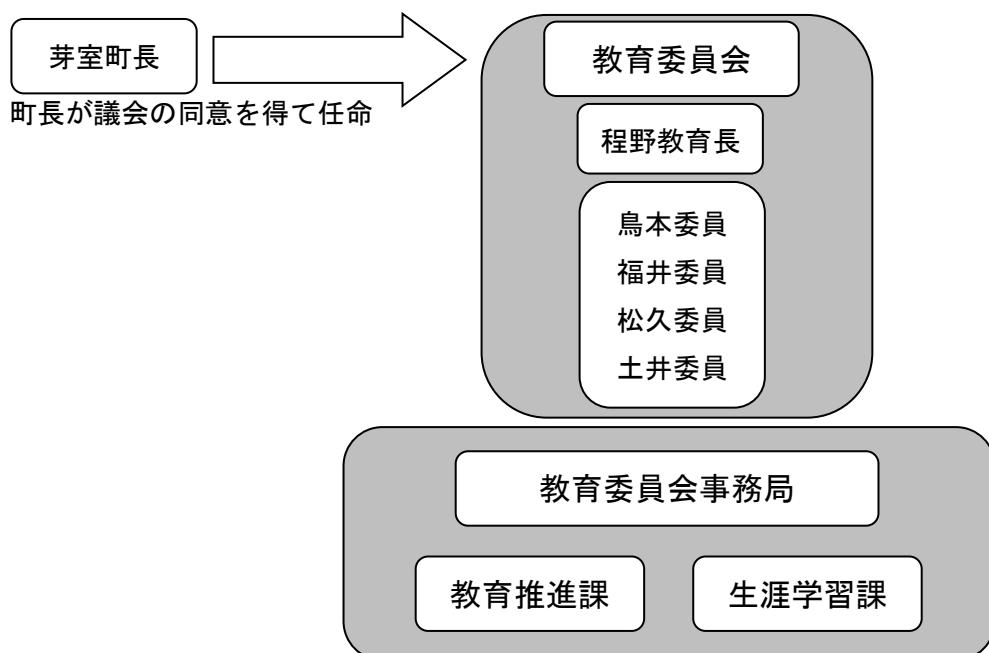
- (1) 教育行政における政治的中立性・安定性の確保
- (2) 地域住民の多様な意向の反映
- (3) 生涯学習など教育行政の一体的な推進

(注1) 執行機関 担任する事務について独自の執行権限を持ち、国又は地方公共団体等の意思を自ら決定し表示する。

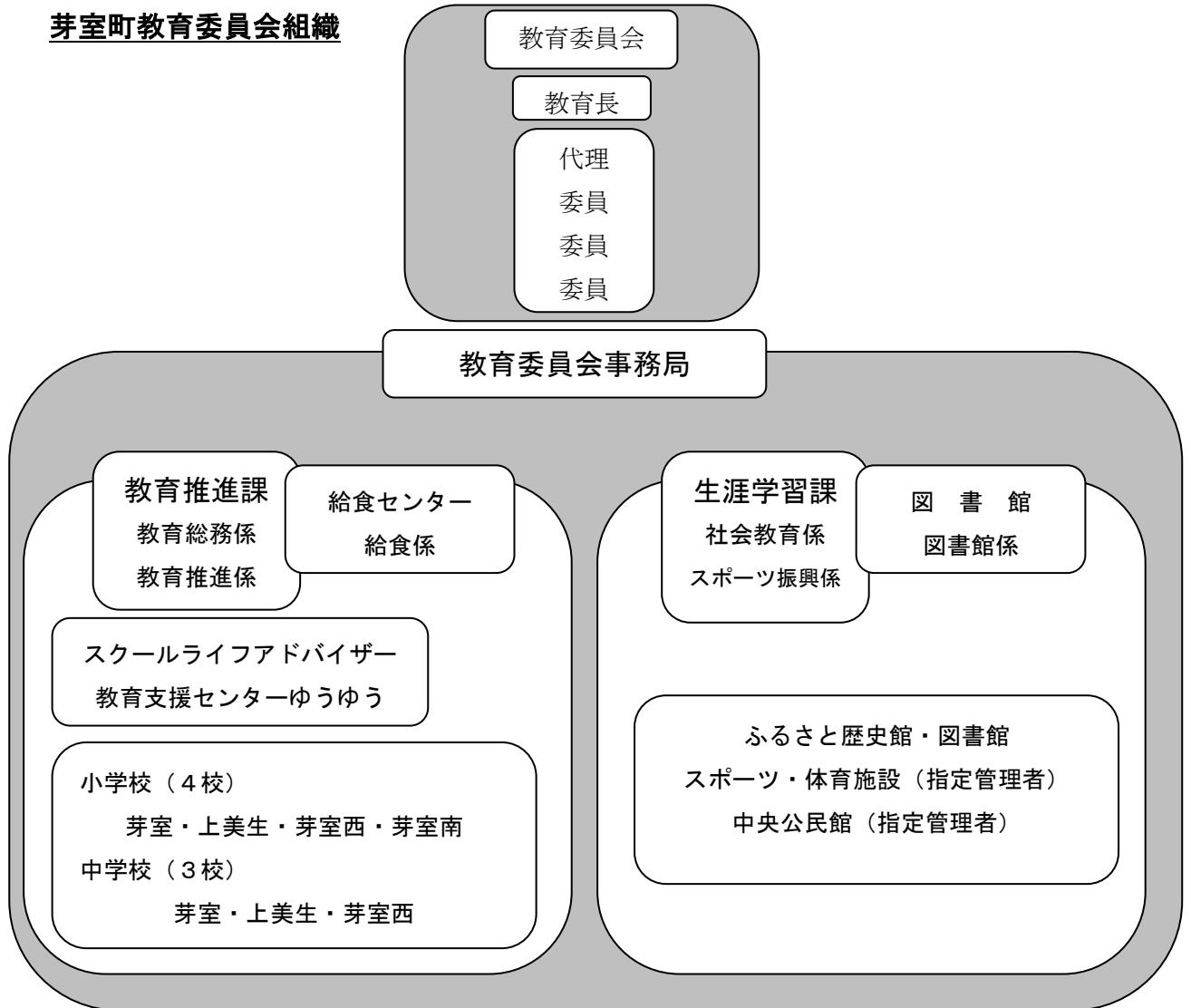
(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など)

(注2) 補助機関 事務を執行する執行機関が、その意思を決定し外部に表示するにあたりそれを補助する。

茅室町教育委員会の場合



教育長は、教育委員会の指揮監督のもと、
教育委員会の権限に属する全ての事務を担当



教育委員会の仕事

- 1 学校教育に関すること
学校の設置管理、教職員の人事及び研修、児童生徒の就学及び学校の組織編制
校舎等の施設・設備の整備、教科書その他の教材の取り扱いに関する事務の処理
- 2 社会教育に関すること
生涯学習・社会教育事業の実施、公民館・図書館・博物館などの設置管理
社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助
- 3 文化の振興・文化財の保護に関すること
文化事業の実施、文化施設の設置管理、文化財の保存・活用
- 4 スポーツの振興に関すること
指導者の育成・確保、体育館・陸上競技場等スポーツ施設の設置管理
スポーツ事業の実施

教育長とは

- 1 教育長は知事・市町村長が議会の同意を得て任命する。
- 2 教育委員会の権限に属する全ての事務を司り事務局を指揮監督する。
- 3 任期は3年間。

教育委員とは

- 1 地域の教育行政全般を所管する教育委員会を構成する人。
- 2 知事・市町村長が議会の同意を得て任命する。
- 3 教育委員は必ずしも教育や教育行政の専門家である必要はない。
- 4 任期は4年間。

教育長及び教育委員の紹介

職名	氏名	現在の任期
教育長	程野 仁 (ほどの ひとし)	令和7年10月1日～ 令和10年9月30日(3期目)
教育長職務代理者	鳥本 和宏 (とりもと かずひろ)	令和4年10月1日～ 令和8年9月30日(2期目)
教育委員会委員	福井 栄子 (ふくい えいこ)	令和6年10月1日～ 令和10年9月30日(2期目)
教育委員会委員	松久 大樹 (まつひさ たいき)	令和5年10月1日～ 令和9年9月30日(2期目)
教育委員会委員	土井 横悟 (どい しんご)	令和7年10月1日～ 令和11年9月30日(2期目)

教育委員の仕事とは（主なもの）

- 1 毎月1回以上の教育委員会会議
- 2 町内小中学校の各種行事、研修会等へ出席
- 3 町内小中学校訪問
- 4 町長との意見交換
- 5 町内各中学校へ訪問し中学生との意見交換
- 6 教育関係会議への出席

教育委員会会議（開催例）

第8回 教育委員会会議日程

開催期日 令和6年9月27日（金）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場地下会議室5・6

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長の報告

日程第3 報告第18号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第4 報告第19号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第5 議案第29号 教育委員会委員の道内研修実施の件

日程第6 議案第30号 令和6年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件
(非公開)

日程第7 議案第31号 芽室町奨学金貸付条例規則中一部改正の件

日程第8 議案第32号 芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例規則中一部改正
の件

日程第9 議案第33号 芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正